

地域区分の見直しについて

地域区分の見直しの全体像

<現行>

地域割り		5区分				
上乗せ割合	特別区	12%	10%	6%	3%	0%
	甲地	10%	6%	3%	0%	
官署が 所在地 しない 地域等	官署 所在地	国家公務員の調整手当支給地域				
	対象地域	<ul style="list-style-type: none"> 上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） 以前官署が存在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様） 				
対象とする 市町村の 区域の時期		平成 15 年 4 月 1 日				

<見直し後> * 区分名称は仮称

7区分						
1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
国家公務員の地域手当支給地域						
上記の <ul style="list-style-type: none"> 対象地域に囲まれている地域 対象となっている複数の地域に隣接している地域 ※上乗せ割合は、隣接する対象地域の区分のうち、低い区分と同様						
平成 24 年 4 月 1 日						

- * 上乗せ割合が変動する地域については、平成 24 年度～26 年度にかけて、引き上がる（下がる）分の上乗せ割合を、毎年度「1/4」ずつ段階的に引き上げ（下げ）、平成 27 年度から完全施行。
- * 児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動についても、同様の経過措置を講じる。
- * 障害児の地域区分については見直しを行わない。

障害者の地域区分

●地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成27年度以降】

<現行> 5区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護			10円		
生活介護	10.73円	10.61円	10.36円	10.18円	10円
児童デイサービス	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
短期入所	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活介護	10.98円	10.81円	10.49円	10.24円	10円
施設入所支援	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.70円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	10.97円	10.80円	10.48円	10.23円	10円
旧身体障害者更生施設	10.73円	10.61円	10.36円	10.18円	10円
旧身体障害者療護施設	10.80円	10.67円	10.40円	10.20円	10円
旧身体障害者入所授産施設	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
旧身体障害者通所授産施設	10.75円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
旧知的障害者入所更生施設	10.80円	10.67円	10.40円	10.20円	10円
旧知的障害者通所更生施設	10.86円	10.72円	10.43円	10.22円	10円
旧知的障害者授産施設	10.80円	10.67円	10.40円	10.20円	10円
旧知的障害者通所授産施設	10.48円	10.40円	10.24円	10.12円	10円
指定相談支援	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

<平成27年度以降> 見直し後の最終的な7区分

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度訪問介護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
同行援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
行動援護	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
療養介護			10円				
生活介護	11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円
児童デイサービス							
短期入所	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
重度障害者等包括支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
共同生活介護	11.46円	11.22円	10.97円	10.81円	10.49円	10.24円	10円
施設入所支援	11.19円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10円
自立訓練(機能訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
自立訓練(生活訓練)	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労移行支援	11.06円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10円
就労継続支援A型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
就労継続支援B型	11.03円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10円
共同生活援助	11.44円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10円
旧身体障害者更生施設							
旧身体障害者療護施設							
旧身体障害者入所授産施設							
旧身体障害者通所授産施設							
旧知的障害者入所更生施設							
旧知的障害者通所更生施設							
旧知的障害者授産施設							
旧知的障害者通所授産施設							
計画相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
地域相談支援	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

【1 単位単価の見直しに当たったの経過措置】【平成24年度から26年度】

<平成24年度> 17区分

	特別区→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→5級地	甲地→3級地	甲地→4級地	甲地→5級地 乙地→2級地	甲地→6級地 乙地→3級地	乙地→4級地	乙地→5級地 丙地→2級地	乙地→6級地 丙地→3級地	丙地→4級地	乙地→その他	丙地→5級地	丙地→6級地	丙地→その他
	13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%
居室介護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
重度訪問介護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
同行援護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
行動援護	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
療養介護																	
生活介護	10.82円	10.69円	10.64円	10.61円	10.55円	10.46円	10.43円	10.37円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
児童デイサービス																	
短期入所	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
重度障害者等包括支援	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
共同生活介護	11.09円	10.91円	10.85円	10.81円	10.73円	10.61円	10.57円	10.49円	10.43円	10.38円	10.30円	10.24円	10.20円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
施設入所支援	10.89円	10.74円	10.69円	10.66円	10.59円	10.50円	10.46円	10.40円	10.35円	10.31円	10.25円	10.20円	10.17円	10.15円	10.10円	10.05円	10円
自立訓練(機能訓練)	10.80円	10.66円	10.62円	10.59円	10.53円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
自立訓練(生活訓練)	10.80円	10.66円	10.62円	10.59円	10.53円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
就労移行支援	10.80円	10.66円	10.62円	10.59円	10.53円	10.44円	10.41円	10.35円	10.31円	10.28円	10.22円	10.18円	10.15円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
就労継続支援A型	10.77円	10.64円	10.60円	10.57円	10.51円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.27円	10.21円	10.17円	10.14円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
就労継続支援B型	10.77円	10.64円	10.60円	10.57円	10.51円	10.43円	10.40円	10.34円	10.30円	10.27円	10.21円	10.17円	10.14円	10.13円	10.09円	10.04円	10円
共同生活援助	11.08円	10.90円	10.84円	10.80円	10.72円	10.60円	10.56円	10.48円	10.42円	10.38円	10.30円	10.24円	10.20円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
旧身体障害者更生施設																	
旧身体障害者療護施設																	
旧身体障害者入所授産施設																	
旧身体障害者通所授産施設																	
旧知的障害者入所更生施設																	
旧知的障害者通所更生施設																	
旧知的障害者授産施設																	
旧知的障害者通勤索																	
計画相談支援	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円
地域相談支援	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円

* P52 から 54 の表の見方

P55・56 の表を見て、〔現行の地域区分〕 → 〔見直し後の最終的な地域区分〕

丙地（0%） → 6 級地（3%）

の市町村の場合、「丙地→6 級地」の欄が、当該年度の各障害福祉サービス報酬の 1 単位単価。

<平成26年度> 20区分

	特別区→1級地	特別区→2級地	特別区→3級地	特別区→4級地	特別区→5級地	特別区→6級地	特別区→7級地	特別区→8級地	特別区→9級地	特別区→10級地	特別区→11級地	特別区→12級地	特別区→13級地	特別区→14級地	特別区→15級地	特別区→16級地	特別区→17級地	特別区→18級地	特別区→19級地	特別区→20級地	
居室介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.63円	10.54円	10.45円	10.36円	10.27円	10.18円	10.09円	10.00円	9.91円	9.82円	9.73円	9.64円	9.55円	9.46円	9.37円	9.28円	9.19円	9.10円
重度訪問介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.63円	10.54円	10.45円	10.36円	10.27円	10.18円	10.09円	10.00円	9.91円	9.82円	9.73円	9.64円	9.55円	9.46円	9.37円	9.28円	9.19円	9.10円
同行探護	10.99円	10.83円	10.72円	10.63円	10.54円	10.45円	10.36円	10.27円	10.18円	10.09円	10.00円	9.91円	9.82円	9.73円	9.64円	9.55円	9.46円	9.37円	9.28円	9.19円	9.10円
行動探護	10.99円	10.83円	10.72円	10.63円	10.54円	10.45円	10.36円	10.27円	10.18円	10.09円	10.00円	9.91円	9.82円	9.73円	9.64円	9.55円	9.46円	9.37円	9.28円	9.19円	9.10円
療養介護	10.99円	10.83円	10.72円	10.63円	10.54円	10.45円	10.36円	10.27円	10.18円	10.09円	10.00円	9.91円	9.82円	9.73円	9.64円	9.55円	9.46円	9.37円	9.28円	9.19円	9.10円
生活介護	11.01円	10.84円	10.73円	10.64円	10.55円	10.46円	10.37円	10.28円	10.19円	10.10円	10.01円	9.92円	9.83円	9.74円	9.65円	9.56円	9.47円	9.38円	9.29円	9.20円	9.11円
児童デイサービス	10.99円	10.83円	10.72円	10.63円	10.54円	10.45円	10.36円	10.27円	10.18円	10.09円	10.00円	9.91円	9.82円	9.73円	9.64円	9.55円	9.46円	9.37円	9.28円	9.19円	9.10円
短期入所	10.99円	10.83円	10.72円	10.63円	10.54円	10.45円	10.36円	10.27円	10.18円	10.09円	10.00円	9.91円	9.82円	9.73円	9.64円	9.55円	9.46円	9.37円	9.28円	9.19円	9.10円
重度障害者等包括支援	11.34円	11.11円	10.97円	10.85円	10.73円	10.61円	10.49円	10.36円	10.24円	10.12円	10.00円	9.88円	9.76円	9.64円	9.52円	9.40円	9.28円	9.16円	9.04円	8.92円	8.80円
共同生活介護	11.09円	10.91円	10.79円	10.69円	10.59円	10.49円	10.39円	10.29円	10.19円	10.09円	9.99円	9.89円	9.79円	9.69円	9.59円	9.49円	9.39円	9.29円	9.19円	9.09円	8.99円
施設入所支援	10.97円	10.81円	10.71円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円
自立訓練(機能訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円
自立訓練(生活訓練)	10.97円	10.81円	10.71円	10.66円	10.62円	10.59円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円	10.58円
就労移行支援	10.94円	10.78円	10.68円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円
就労継続支援A型	10.94円	10.78円	10.68円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円
就労継続支援B型	10.94円	10.78円	10.68円	10.64円	10.60円	10.57円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円	10.56円
共同生活援助	11.32円	11.10円	10.96円	10.84円	10.72円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10.00円	9.94円	9.88円	9.82円	9.76円
旧身体障害者更生施設																					
旧身体障害者療養施設																					
旧身体障害者入所授産施設																					
旧身体障害者通所授産施設																					
旧知的障害者入所更生施設																					
旧知的障害者通所更生施設																					
旧知的障害者授産施設																					
旧知的障害者通所授産施設																					
計画相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.63円	10.54円	10.45円	10.36円	10.27円	10.18円	10.09円	10.00円	9.91円	9.82円	9.73円	9.64円	9.55円	9.46円	9.37円	9.28円	9.19円	9.10円
地域相談支援	10.99円	10.83円	10.72円	10.63円	10.54円	10.45円	10.36円	10.27円	10.18円	10.09円	10.00円	9.91円	9.82円	9.73円	9.64円	9.55円	9.46円	9.37円	9.28円	9.19円	9.10円

障害児の地域区分

●障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の施行による障害児支援の報酬の1単位単価の見直し

<現行>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%		
知的障害児通園施設支援 難聴幼児通園施設	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円		
児童デイサービス	* 障害者の地域区分は5区分									
重症心身障害児(者)通園事業	-									
肢体不自由児通園施設支援	10円									
児童デイサービス(再掲)	* 障害者の地域区分は5区分									
重症心身障害児(者)通園事業(再掲)	-									
-	-									
知的障害児施設支援	併設する施設が主たる施設の場合	11,00円	10,84円	10,67円	10,56円	10,45円	10,33円	10,17円	10円	
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円	
盲ろうあ児施設支援	第二種自閉症児施設の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,49円	10,37円	10,18円	10円	
	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10,99円	10,83円	10,66円	10,55円	10,44円	10,33円	10,17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,19円	10円
	ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
併設する施設が単独施設の場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,19円	10円		
併設する施設が主たる施設の場合	11,16円	10,97円	10,77円	10,64円	10,52円	10,39円	10,19円	10円		
肢体不自由児療養施設支援	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,49円	10,37円	10,18円	10円		
第一種自閉症児施設支援	10円									
肢体不自由児施設支援	10円									
重症心身障害児施設支援	10円									
-	-									

<見直し後>

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%	
児童発達支援センターの場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円	
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円	
主たる対象が重症心身障害児の場合	11,37円	11,14円	10,91円	10,76円	10,61円	10,46円	10,23円	10円	
医療型児童発達支援(含:指定医療機関)	10円								
放課後等デイサービス	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円	
重症心身障害児以外の障害児の場合	11,37円	11,14円	10,91円	10,76円	10,61円	10,46円	10,23円	10円	
主たる対象が重症心身障害児の場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円	
保育所等訪問支援	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,49円	10,37円	10,18円	10円	
福祉型障害児入所支援	知的障害児施設が主たる施設の場合	11,00円	10,84円	10,67円	10,56円	10,45円	10,33円	10,17円	10円
	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,12円	10,93円	10,74円	10,62円	10,50円	10,37円	10,19円	10円
	自閉症の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,49円	10,37円	10,18円	10円
	併設する施設が主たる施設の場合	10,99円	10,83円	10,66円	10,55円	10,44円	10,33円	10,17円	10円
盲ろうあ児施設支援	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,19円	10円
	当該施設が主たる施設の場合	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
併設する施設が単独施設の場合	11,11円	10,93円	10,74円	10,62円	10,49円	10,37円	10,19円	10円	
併設する施設が主たる施設の場合	11,16円	10,97円	10,77円	10,64円	10,52円	10,39円	10,19円	10円	
肢体不自由の場合	11,10円	10,92円	10,73円	10,61円	10,49円	10,37円	10,18円	10円	
自閉症の場合	10円								
医療型(含:指定医療機関)	10円								
肢体不自由の場合	10円								
重症心身障害児施設支援	11,08円	10,90円	10,72円	10,60円	10,48円	10,36円	10,18円	10円	
障害児相談支援	10円								

●児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る児童発達支援等の報酬の1単位単価の経過措置

＜現行＞ 5区分

	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
	12%	10%	6%	3%	0%
児童デイサービス	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円

＜平成24年度＞ 18区分

	特別区→18区分																	
	特甲地→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→5級地	特甲地→6級地	特甲地→7級地	特甲地→8級地	特甲地→9級地	特甲地→10級地	特甲地→11級地	特甲地→12級地	特甲地→13級地	特甲地→14級地	特甲地→15級地	特甲地→16級地	特甲地→17級地	特甲地→18級地
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害児以外の障害の場合)	13.5%	11.25%	10.5%	10%	9%	7.5%	7%	6%	5.25%	4.75%	4.25%	3.75%	3%	2.5%	2.25%	1.5%	0.75%	0%
	10.81円	10.68円	10.63円	10.60円	10.54円	10.45円	10.42円	10.36円	10.32円	10.29円	10.26円	10.23円	10.18円	10.15円	10.14円	10.09円	10.05円	10円

＜平成25年度＞ 15区分

	特別区→15区分														
	特甲地→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→5級地	特甲地→6級地	特甲地→7級地	特甲地→8級地	特甲地→9級地	特甲地→10級地	特甲地→11級地	特甲地→12級地	特甲地→13級地	特甲地→14級地	特甲地→15級地
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害児以外の障害の場合)	15%	12.5%	11%	10%	9%	8%	7.5%	6.5%	6%	5.5%	5%	4.5%	3%	1.5%	0%
	10.90円	10.75円	10.66円	10.60円	10.54円	10.48円	10.45円	10.39円	10.36円	10.33円	10.30円	10.27円	10.18円	10.09円	10円

＜平成26年度＞ 21区分

	特別区→21区分																				
	特甲地→1級地	特甲地→2級地	特甲地→3級地	特甲地→4級地	特甲地→5級地	特甲地→6級地	特甲地→7級地	特甲地→8級地	特甲地→9級地	特甲地→10級地	特甲地→11級地	特甲地→12級地	特甲地→13級地	特甲地→14級地	特甲地→15級地	特甲地→16級地	特甲地→17級地	特甲地→18級地	特甲地→19級地	特甲地→20級地	特甲地→21級地
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害児以外の障害の場合)	16.5%	13.75%	12%	11.5%	11.25%	10.5%	10%	9.75%	9%	8.25%	7.5%	7%	6.75%	6%	5.25%	4.5%	3.75%	3%	2.25%	0.75%	0%
	10.99円	10.83円	10.72円	10.69円	10.68円	10.63円	10.60円	10.59円	10.54円	10.50円	10.45円	10.42円	10.41円	10.36円	10.32円	10.27円	10.23円	10.18円	10.14円	10.05円	10円

＜平成27年度以降＞ 見直し後の最終的な8区分

	特別区→8区分							
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合の児童発達支援・放課後等デイサービス(主たる対象が重症心身障害児以外の障害の場合)	18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円

* 平成24年度から26年度までの表の見方

次頁の表を見て、「現行の障害者の地域区分」〔障害児の地域区分〕

丙地（0%） → 7級地（3%）

の市町村の場合、「丙地→7級地」の欄が、当該年度の児童発達支援等の報酬の1単位単価。

●現行の障害者の地域区分と障害児の地域区分を適用する対象地域の比較〔官署が所在しない地域等〕

* 下線は官署が所在しない地域等

u003c/pu003e

		障害児の地域区分							
		1級地 (1.8%)	2級地 (1.5%)	3級地 (1.2%)	4級地 (1.0%)	5級地 (0.8%)	6級地 (0.6%)	7級地 (0.3%)	その他 (0.9%)
特別区 (1.2%)	特別区								
	特甲地 (1.0%)		東京都 武蔵野市、町田市、 国分寺市、国立市、 狛江市、多摩市、稲 城市、西東京市、 神奈川県 鎌倉市、 大阪府 守口市、 兵庫県 芦屋市	東京都 八王子市、立川市、 府中市、昭島市、 神奈川県 横浜、川崎 愛知県 名古屋、 大阪府 吹田市、 兵庫県 西宮市、宝塚市	東京都 三鷹市、小金井市、 神奈川県 横浜、 京都府 京都市、 大阪府 堺市、 兵庫県 神戸市、 千歳市、 福岡県 福岡市	東京都 大塚市、所沢市、 川崎市、 埼玉県 浦和市、 千葉県 船橋市、 神奈川県 横浜、 大阪府 吹田市、 兵庫県 西宮市、宝塚市	大阪府 岸和田市、 兵庫県 伊丹市	福岡県 北九州市	
甲地 (0.6%)	甲地		埼玉県 大坂市	埼玉県 大坂市	千歳市、 福岡県 福岡市	東京都 大塚市、所沢市、 川崎市、 埼玉県 浦和市、 千葉県 船橋市、 神奈川県 横浜、 大阪府 吹田市、 兵庫県 西宮市、宝塚市	東京都 大塚市、所沢市、 川崎市、 埼玉県 浦和市、 千葉県 船橋市、 神奈川県 横浜、 大阪府 吹田市、 兵庫県 西宮市、宝塚市	福岡県 北九州市	
	乙地 (0.3%)		埼玉県 大坂市	埼玉県 大坂市	千歳市、 福岡県 福岡市	東京都 大塚市、所沢市、 川崎市、 埼玉県 浦和市、 千葉県 船橋市、 神奈川県 横浜、 大阪府 吹田市、 兵庫県 西宮市、宝塚市	東京都 大塚市、所沢市、 川崎市、 埼玉県 浦和市、 千葉県 船橋市、 神奈川県 横浜、 大阪府 吹田市、 兵庫県 西宮市、宝塚市	福岡県 北九州市	
丙地 (0.0%)	丙地		埼玉県 大坂市	埼玉県 大坂市	千歳市、 福岡県 福岡市	東京都 大塚市、所沢市、 川崎市、 埼玉県 浦和市、 千葉県 船橋市、 神奈川県 横浜、 大阪府 吹田市、 兵庫県 西宮市、宝塚市	東京都 大塚市、所沢市、 川崎市、 埼玉県 浦和市、 千葉県 船橋市、 神奈川県 横浜、 大阪府 吹田市、 兵庫県 西宮市、宝塚市	福岡県 北九州市	
	丙地		埼玉県 大坂市	埼玉県 大坂市	千歳市、 福岡県 福岡市	東京都 大塚市、所沢市、 川崎市、 埼玉県 浦和市、 千葉県 船橋市、 神奈川県 横浜、 大阪府 吹田市、 兵庫県 西宮市、宝塚市	東京都 大塚市、所沢市、 川崎市、 埼玉県 浦和市、 千葉県 船橋市、 神奈川県 横浜、 大阪府 吹田市、 兵庫県 西宮市、宝塚市	福岡県 北九州市	

- * 地域区分を適用する市町村の区域については、平成18年4月1日。
- * 平成15年4月2日から18年4月1日の間に、市町村合併により、A市にB町が編入してA市になった場合や、A市とB市の合併によりC市を新設した場合は、平成18年4月1日時点の合併後の市町村の区域を基準として表を見る(ただし、児童デイサービスから児童発達支援等への移行に係る上乗せ割合の変動について、山口県下関市と合併した旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町、福岡県久留米市と合併した旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三瀬町並びに福岡県飯塚市と合併した旧須藤町、旧穂波町、旧庄内町及び旧瀬田町については、平成27年4月1日から下関市、久留米市又は飯塚市の区域として取り扱うこととし、平成24年度から26年度までの経過措置期間の上乗せ割合は0%とする)。
- * 市町村合併等を踏まえ、今後変更があり得る。

9 規制改革について

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業について〔構造改革特区関係〕

現在、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児（者）を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」を実施している。

厚生労働省では、平成 24 年 12 月 18 日に開催された第 39 回構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会医療・福祉・労働部会（以下「部会」という。）において、特例措置の対象となるサービスのうち、児童発達支援又は放課後等デイサービスについては、必要な準備を行った上で全国展開とする旨を報告した。（関連資料 1（56 頁））

報告内容等に関して御留意いただきたい事項は次のとおりである。

① 児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る事業の全国展開について

指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する児童発達支援又は放課後等デイサービスについては、実施状況を調査した結果、特に大きな弊害が認められなかったことから、「基準該当児童発達支援」又は「基準該当放課後等デイサービス」として全国展開することを予定している。

全国展開の時期については、構造改革特別区域推進本部における決定を受けた後、可及的速やかに所要の規定を改正し、実施することとしている。

なお、部会では、全国展開に当たっては障害児への対応に遺漏がないようにすべきとの意見も出されており、実施に当たっては御留意いただきたい。

② 自立訓練に係る今後の全国展開の可否について

自立訓練については、平成 24 年 4 月 9 日付け構造改革特別区域推進本部決定により、「個別支援計画の策定が要件とされた平成 23 年 6 月以降、サービス利用実績のある事業所が累積で 5 か所になった時点で、弊害が生じていなければ評価を経ることなく全国展開し、弊害が生じていれば改めて評価を行う。」とされている。

これに対し、平成 24 年 6 月 1 日時点の累積事業所数を調べたところ、自立訓練を実施している事業所数は累積 1 であり、現時点では弊害の有無を判断できるだけの実績が挙がっていない状況である。

したがって、来年度以降も引き続き特区として継続し、事業所数が累積で 5 か所になった時点で改めて弊害の有無について調査を行う予定である。

(2) サービス管理責任者資格要件弾力化事業について[構造改革特区関係]

現在、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の事業所におけるサービス管理責任者の資格要件を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」を実施している。

各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用されたい。

①事業の概要について

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合（当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内の事業所において、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。）に、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第544号）において定めている、サービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ緩和するものである。

②今後の全国展開の可否について

本事業は、現在、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、特例措置の全国展開を行った場合に発生する弊害と効果について評価を行っているところである。

最終的には、同委員会からの評価意見を受け、今後予定されている構造改革特別区域推進本部における決定により政府としての方針が決まることとなる。

(3) 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業について[構造改革特区関係]

現在、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内にある一定の要件を満たす児童発達支援センターにおいて、障害児に対する給食の外部搬入を認める「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」を実施している。

各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用されたい。

① 事業の概要について

地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における児童発達支援センターの運営の合理化を進める等の観点から、当該構造改革特別区域内の児童発達支援センターにおいて給食を外部搬入することが必要であると認めた場合に、一定の要件を満たした上で、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条において定めている児童福祉施設での食事の提供に関する施設内調理の義務を緩和し、外部搬入を行うことができることとするものである。

ここでいう「一定の要件」については、献立等について栄養士の指導が受けられる体制にあること、障害児の障害の特性等に応じた食事が提供されること、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること等を厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第3条において規定しているところであり、詳細内容については「構造改革特区計画認定申請マニュアル」にも記載している。

（関連資料2（58頁））

なお、この事業を活用し、外部搬入を行う場合であっても、必要に応じて加工や再加熱といった対応は必要であることから、施設の調理室設置の要件を緩和するものではないことに御留意いただきたい。

② 今後の全国展開の可否について

本事業は平成24年1月から実施（申請受付）しており、平成25年度に弊害の有無について検証し、その結果を踏まえ、全国展開等について検討することとしている。

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業について

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業の概要

障害者又は障害児が、近隣において障害者自立支援法に基づく自立訓練、児童発達支援又は放課後等デイサービスを利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とするもの。

※ 生活介護については平成22年度に「基準該当生活介護」として、短期入所については平成23年度に「基準該当短期入所」としてそれぞれ全国展開済み。

⇒ 弊害調査の結果を踏まえ、以下のとおりの取り扱いとする予定。

○ 児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る事業の全国展開について

- ・ 児童発達支援又は放課後等デイサービスについては、特に大きな弊害は認められなかった。
→ 「基準該当児童発達支援」又は「基準該当放課後等デイサービス」として全国展開予定。

○ 平成23年度以降の事業の要件について

- ・ 自立訓練については、現時点では弊害の有無を判断できるだけの実績が挙がっていない状況。
→ 来年度以降も引き続き特区として継続し、事業所数が累積で5か所になった時点で改めて弊害の有無について調査を行う予定。

⑤「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の 受入事業」の一部全国展開について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

1. 全国展開に当たっての検証

本特例措置については、平成24年4月9日付け構造改革特別区域推進本部決定により、

- ・ 児童デイサービスについては、個別支援計画の策定が要件とされた平成22年6月以降、サービス利用実績のある事業所が累積で5か所（同一の事業所で複数のサービス利用実績があった場合も、1か所として考える。以下自立訓練において同じ。）になった時点で、弊害が生じていなければ評価を経ることなく全国展開し、弊害が生じていれば改めて評価を行う。
- ・ 自立訓練については、個別支援計画の策定が要件とされた平成23年6月以降、サービス利用実績のある事業所が累積で5か所になった時点で、弊害が生じていなければ評価を経ることなく全国展開し、弊害が生じていれば改めて評価を行う。

とされていた。

これに対し、平成 24 年 6 月 1 日時点の累積事業所数を調べたところ、児童デイサービス（平成 24 年 4 月 1 日より児童発達支援又は放課後等デイサービスに移行）は累積 7、自立訓練は累積 1であった。

このため、児童発達支援又は放課後等デイサービスについては累積事業所数が 5 か所を超えたことから、実施に係る弊害の発生等の状況について把握するため、以下の項目について調査を行った。

- ① サービス提供が適切に行われているかどうかについて
- ② 提供しているサービスについて
- ③ 個別支援計画の策定について（高齢者、高齢者の家族、高齢者のケア担当者は除く）
- ④ 改善すべき点、困っている点
- ⑤ 事業実施に対する考え方（事業所の管理者等、都道府県、市町村のみ）

なお、自立訓練については、累積事業所数が 1 か所であったことから、引き続き特区として実施することとする。

2. 調査の結果と今後の対応

調査の結果、特に大きな弊害が認められなかったことから、必要な準備を行った上で、「基準該当児童発達支援」又は「基準該当放課後等デイサービス」として全国展開することとする。また、当該事業所の職員が障害児支援に係る研修等に積極的に参加するよう、自治体において周知を徹底する。

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

1. 特例を設ける趣旨

児童発達支援センターにおける運営の合理化を進める等の観点から、一定の要件を満たす場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入が可能となるよう、特例を設けるものです。

2. 特例の概要

児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点から、次の要件に該当する場合、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を可能とします。

- (1) 調理室として加熱、保存等のために必要な調理機能を有する設備を設けること
- (2) 障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること
- (3) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること
- (4) 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた障害児の健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること

3. 基本方針の記載内容の解説

①「児童発達支援センターについてその運営の合理化を進める等の観点」

例えば、障害児一人当たりにかかる通所支援コストが比較的高い過疎地域等の児童発達支援センターにおいて、公営の給食センター等を活用することにより、児童発達支援センター及び給食センター相互で一体的な運営を行うこと等を想定しています。

②「調理室として加熱、保存等のために必要な調理機能を有する設備を設けること」

加熱、保存及び配膳や離乳食、食物アレルギー及び体調不良等の対応に支障が生じない程度の設備を想定しています。なお、調理室の必置規制を緩和したものではありません。

③「障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること」

障害児の年齢や発達の段階、それぞれの障害の特性等に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができることをいいます。

④「社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準」

この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指しています。

⑤「現行の調理業務の委託・受託に係る基準」

この調理業務の委託・受託に係る基準とは、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）」のうち、3（2）中「施設は、業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行う」部分及び3（3）部分を指しています。

上記を踏まえ、児童発達支援センターの管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制及び調理業務受託者との契約内容を確保するようにしてください。

⑥「必要な栄養素量を給与すること」

児童発達支援センターや他の施設、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われるようにしてください。

⑦「食育プログラム」

この食育プログラムとは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第11条第5項の主旨を踏まえ、障害児ごとに策定する通所支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込むこと等を想定しています。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例に関しては、

- ・ 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けていることを示すため、調理室の面積、有する設備等
- ・ 障害児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができることを示すため、食事の提供体制等

について、それぞれ特区計画に具体的に記載していただきたいと考えております。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

調理室の写真、図面等を添付していただきたいと考えております。

10 障害者の就労支援の推進等について

(1) 難病患者に対する就労系障害福祉サービスの利用について

本年4月から障害者総合支援法が施行されることに伴い、障害者の定義に難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者）が追加され、障害福祉サービスの対象となる。

関係の団体からは、一定の就労継続支援事業の利用ニーズもあると聞いており、難病患者等で支給決定された者が地域の就労継続支援事業所等の利用を希望する場合に、当該サービスの利用に係る受入れの可否や受入れが困難な場合の調整等について適切に対応されるよう、周知をお願いする。

なお、受入れに当たっては、様々な特性により支援の内容も異なってくるものであり、それを踏まえた適切な対応に資するよう、就労系事業者向けの難病支援マニュアルについて、厚生労働科学研究費で平成25年度から3年間をかけて調査研究していくこととしており、作成でき次第配布することを考えている。（関連資料1（68頁））

(2) 就労移行の推進等について

① 発達障害者の就労支援マニュアル作成

就労支援機関においては、精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病など、従来の手法では対応が難しい障害者に係る対応件数も増加しており、「地域の就労支援の在り方に関する研究会報告書」においても、それぞれの障害特性を踏まえた支援の必要性が報告されている。

なかでも、とりわけ発達障害者の一般就労移行へのニーズが高く、就労移行支援事業において適切に対応していくことが求められている。

このため、平成24年度障害者総合福祉推進事業において、発達障害者向けの支援マニュアルの作成を行っているところである。完成された報告書については、改めてお知らせするとともに、以下のホームページに掲載を予定しているので、各都道府県におかれては、管内市町村及び事業所等への周知と活用を促すようお願いしたい。

URL：<http://www.yamabikonosato.jp/>

また、就労移行支援事業所において特別支援学校を卒業した知的障害者を中心に受け入れていることにより、次年度の卒業までの利用者の確保が困難となっている事例も見受けられるところであるが、発達障害者、精神障害者への支援に取り組むことにより、年度途中で失業した者等への対応も可能となり、年間業務量の平準化にも有効と考えられることから、積極的な取組をされるよう、関係事業者に促す等の対応をお願いしたい。

②就労移行支援事業所に対する技術向上に係る助言・援助

地域障害者職業センターは、公共職業安定所等の地域の就労支援機関との密接な連携のもと、障害者に対する職業リハビリテーションを提供する就労支援の専門機関として、全国 47 都道府県（ほか支所 5 か所）に設置されており、これまでもその専門的な知見により、平成 21 年度から就労移行支援事業者に対する研修（就業支援基礎研修）を実施してきている。

これは、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 96 号）の施行により、業務に「関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言・援助の業務（「助言・援助業務」）」を追加したことを受け、地域障害者職業センターが就労支援機関に対して職業リハビリテーションの基礎知識・スキルを習得する機会を提供することとしているためである。

このため、就労支援技術向上のためのノウハウを必要としている事業所について、地域障害者職業センターと連携することにより、精神障害者、発達障害者等の利用者を新たに受け入れる際のアセスメントや支援方法などに係る助言等が可能であるので、積極的な活用を図っていただくよう周知をお願いしたい。（関連資料 2（69 頁））

③精神障害者の社会適応訓練事業（職親）の活用

精神保健福祉法の改正が行われ、平成 24 年 4 月をもって精神障害者社会適応訓練事業については精神保健福祉法から削除されたが、社会適応訓練事業については、訓練を修了した者が一定程度就職に結びついているなど、精神障害者の社会復帰支援を通じ就労支援としても高い効果が得られていたことを踏まえ、各地方公共団体において継続的な実施をお願いしてきたところである。就労移行支援事業所の実習先の確保が困難との声もある中で、これまで培ってきた経験やノウハウを有する職親の活用について検討されるよう、周知をお願いしたい。

④就労移行支援事業の状況

ア 就労移行支援事業の報酬における適正化（平成 24 年 10 月施行）

先般の報酬改定により、一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所に対しては、報酬による適正化を図ったところである。

平成 24 年 10 月分の実績において、計 110 事業所が当該適正化の対象となっているが、就労移行支援事業本来の目的である一般就労への移行実績のない事業所の改善を促す観点から、報酬の見直しを行ったものであり、その趣旨に沿って一般就労が促進されるよう、改めて周知を図っていただきたい。（関連資料 3（70 頁））

イ 平成 23 年度 就労移行等調査について

現時点における県別の移行率は、別添のとおりである。一部提出をいただいていない自治体があるため、今回は全体の数字が公表できないところである。未だ提出をいただいている地方公共団体（各都道府県を通じて）におかれては、早期に提出をお願いしたい。

（関連資料 4（71 頁））

（3）就労継続支援事業について

①就労継続支援 A 型事業の報酬の適正化（平成 24 年 10 月施行）

昨年の報酬改定により、短時間利用者が一定割合以上の就労継続支援 A 型事業所に対しては、報酬による適正化を図ったところである。（平成 24 年 10 月分の実績においては、計 141 事業所が当該適正化の対象となっている。）

これは、本来の利用者である障害者の利用を短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例なども報告されていることから、こうした短時間の利用者の状況を踏まえた対応である。

各地方公共団体におかれては、管内の就労継続支援 A 型事業所に対して、最低でも短時間労働とされる週平均 20 時間を超える利用となるよう促す等の対応をお願いしたい。（関連資料 5（72 頁））

加えて、就労継続支援 A 型事業の短時間利用の実態として、利用者も従業者も短時間の利用とし、短時間で浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例も懸念されているところである。

本来の就労継続支援 A 型事業の目的に反するのみでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切であるので、そのような対応の是正を促す等の対応をお願いしたい。

②在宅において利用する場合の支援について

I T 技術や通信網の飛躍的な進歩、SOHO の広がりなど、在宅における就労の可能性が高まっている中で、通所による障害福祉サービスの利用が困難な重度の障害者に、在宅就労に向けた訓練や支援を行えるようにしていくことは大変重要であり、そのための訓練や支援を適切に提供できるよう、就労継続支援 A 型・B 型の在宅による利用をより明確にするため、平成 24 年 3 月 30 日付け障障発第 0330 第 6 号「「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」の一部改正について」により必要な改正を行ったところである。

しかし、この改正の内容が十分に周知されているとは言い難い状況が散見されるので、各地方公共団体におかれては、上記の趣旨を踏まえて、管

内市町村及び管内事業所に対し改めて周知をお願いしたい。

(4) 工賃向上に向けた支援について

①平成 23 年度平均工賃の公表について

工賃倍増 5 か年計画の対象事業所（※）における平成 23 年度平均工賃は、13,586 円となっており、平成 18 年度から比較すると、11.2%の増となっている。

さらに、就労継続支援 B 型事業所（平成 23 年度末時点）で、平成 18 年度から継続して工賃倍増 5 か年計画の対象となっている施設の平均工賃は 14,947 円となっており、平成 18 年度から比較して 19.6%の増となっている。（関連資料 6（73 頁））

※ 工賃倍増 5 か年計画の対象事業所（平成 23 年度まで）

就労継続支援 B 型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設

工賃向上のための取組は、工賃向上計画により引き続き支援をすることとしているが、当該計画で新たに目標とすることとされた時間額の設定や、市町村への協力の依頼などの取組に適切に対応をお願いしたい。

②工賃向上計画について

「工賃向上計画における基本的な指針」に基づき、各都道府県において作成した当該計画を提出いただいたところであるが、その概要は別添のとおりである。なお、一部未提出であるので、早急な提出をお願いしたい。（関連資料 7（74 頁））

③平成 25 年度予算案について

「工賃向上計画支援事業」については、平成 24 年度予算の約 4 億円に対して、平成 25 年度予算案では、一部新規として、本年 4 月に施行される障害者優先調達推進法の円滑な施行に資するよう、共同受注窓口について、官公需の発注に対応する体制にも配慮しつつ、未整備の地方自治体の体制整備を図ることを盛り込み、約 4.3 億円計上しているところである。（関連資料 8（76 頁））

また、当該補助金の執行に係る平成 25 年度以降の方向性については、先般 10 月 22 日の障害保健福祉関係主管課長会議でお伝えしているとおり、共同受注窓口が未設置のところやその機能が不十分なところもあることから、障害者優先調達推進法の円滑な施行に資するよう、全体的な底上げを図っていくため、平成 25 年度から、2 年間で上限として新たな共同受注窓口の立ち上げや機能強化を促すための助成を優先的に行うことを考えている。

このため、未設置の都道府県におかれては、共同受注窓口の設置・機能強化について積極的な検討を進められたい。

その際、平成 24 年度を初年度として共同受注窓口設置の助成を受けている都道府県については、平成 25 年度までは助成の対象とするが、平成 23 年度以前から助成を受けている都道府県については、原則として平成 25 年度以降は助成対象としないので留意願いたい。

(5) 就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメントについて

① 就労継続支援 B 型の利用に係るアセスメントの取扱いについて

現行制度の基本的な考え方として、一般就労を希望する者には、できる限りそのための支援を行うこととしている。

そのため、特別支援学校卒業者等の就労系障害福祉サービスの利用に当たっては、まずは就労移行支援を利用（アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可）し、一般就労が可能かどうか見極めていただいた上で、それが困難であると認められる場合に就労継続支援 B 型事業を利用することを原則としているところである。

また、特別支援学校の在学中に当該暫定支給決定を行い、卒業と同時に就労継続支援 B 型事業が利用できるよう推奨してきている。

このアセスメントを経た上で就労継続支援 B 型を利用するという基本的な方向性は維持する方針であり、相談支援体制が拡充される平成 27 年 3 月末までには、障害者就業・生活支援センターによるアセスメントを含めた就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント体制の整備が完了するようお願いする方向であることをお伝えしてきたところである。

② 平成 25 年度に対応可能な事項について

就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメントについて、就労におけるノウハウを有する障害者就業・生活支援センターが行うことは有効であり、地域に就労移行支援事業所がない等の理由でアセスメントが適切に行えない地域においては、以下の対応を図ることが望ましい。

(関連資料 9 (77 頁))

ア 障害者就業・生活支援センターが同一法人内の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受けることにより、当該障害保健福祉圏域内のアセスメントを行うことが可能な場合には、その対応を図る。

イ 上記アの対応が困難な場合であって、障害者就業・生活支援センターと同一法人内の就労移行支援事業所が、可能な範囲で障害者就業・生活支援センターの助言を得ながら、当該障害保健福祉圏域内のアセスメントを行うことが可能な場合には、その対応を図る。

※ 上記アの対応が可能となった場合には、その時点で移行することが望ましい。

③経過措置の取扱いについて

特別支援学校卒業生等の就労継続支援B型の利用に係る経過措置の取扱いについては、従前の経過措置による市町村の判断に加えて、自立支援協議会等の意見を徴する等の条件を加えた上で、平成27年3月末まで（平成26年度末のサービス等利用計画の体制整備の期間まで）延長する方向である。

その際、この経過措置の延長により、平成25年度以降に就労継続支援B型を利用することとした特別支援学校卒業生等については、3年後の支給決定更新時において、体制整備後の就労移行支援事業所による就労面のアセスメントを受けることとすることを考えているのでご留意いただきたい。具体的な対応は追って通知する予定である。

（関連資料10（81頁））

④障害者就業・生活支援センターモデル事業について

ア 平成24年度モデル事業の成果について

今年度のモデル事業の具体的な成果として「就労移行支援事業所によるアセスメント共通マニュアル」を取りまとめるべく進めているところである。

当該マニュアルがまとまり次第、情報提供を行う予定である。

なお、モデル事業を行っている障害者就業・生活支援センターからは、アセスメントを行う際には相談支援事業所の理解を得ることが非常に重要であるとの意見を得ているため、今後の就労系障害福祉サービス利用に係るアセスメントの体制整備に当たっては、地域において相談支援事業所と十分な連携を図ることが重要となると考えている。

イ 平成25年度予算案について

平成25年度予算案においても、障害者就業・生活支援センター事業費にモデル事業に係る経費を盛り込んでおり、引き続き、実施する予定である。（8か所）

平成25年度実施予定のモデル事業においては、「共通マニュアル」の実践による検証を加え、就労移行支援事業所の支援にも資するよう当該マニュアルの完成を目指している。また、このモデル事業においては、就労系障害福祉サービスのアセスメントのみならず、定着支援に関する検討も行っているところである。

現在モデル事業を実施しているセンターからは、就労継続支援B型利用に係るアセスメントに加え、就労系障害福祉サービス全般に係るアセスメント体制の整備を図る上で非常に重要で先駆的な検証が実施でき、大変有意義である旨の声をいただいているところであり、各都道府県におかれては、積極的な検討をお願いしたい。

（関連資料11（85頁））